

施工の省力化に配慮した 住宅部品のガイドライン

2026年3月

一般財団法人 ベターリビング

「施工の省力化ガイドライン検討委員会」委員

(敬称略・順不同)

委員長	小見康夫	東京都市大学 建築都市デザイン学部建築学科 教授
委員	蟹澤宏剛	芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授
委員	石田 卓	独立行政法人都市再生機構 本社住宅経営部保全企画課 主幹
委員	津久浦慶郎*	一般社団法人リビングアメニティ協会 事務局長
委員	高橋慎吾	一般社団法人 JBN・全国工務店協会 環境委員会・技術委員
委員	寺嶋 勇	一般社団法人マンションリフォーム推進協議会 専有部分委員会委員
協力委員	入山朋之*	一般社団法人リビングアメニティ協会 リビングルーム部会長 (DAIKEN株式会社)
協力委員	佐藤 哲*	一般社団法人リビングアメニティ協会 キッチンルーム部会長 (トクラス株式会社)
協力委員	杉岡直紀*	一般社団法人リビングアメニティ協会 給湯・暖冷房部会長 (大阪ガス株式会社)
協力委員	野村泰之*	一般社団法人リビングアメニティ協会 バスルーム部会長 (株式会社LIXIL)
事務局	長谷川芳彦	一般財団法人ベターリビング 住宅部品・関連事業推進本部 副本部長 兼 住宅部品評価部長
	西本賢二	一般財団法人ベターリビング 住宅部品・関連事業推進本部 住宅部品企画部長
	犬飼達雄	一般財団法人ベターリビング 住宅部品・関連事業推進本部 企画推進役
	守屋宏美	一般財団法人ベターリビング 住宅部品・関連事業推進本部 住宅部品企画部 企画開発課長
	鈴木俊光	一般財団法人ベターリビング 住宅部品・関連事業推進本部 住宅部品評価部 評価一課長
	古林真哉	株式会社ディーワーク 代表

(備考)

*印：検討WGの委員を示す。

「施工の省力化ガイドライン検討委員会」及び「検討WG」において、「施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン」及び「リフォーム工事中の騒音・振動・粉塵対策に配慮した住宅部品のガイドライン」の検討を行った。

施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン

<目 次>

はじめに	2
1. ガイドライン策定の背景	2
1. 1 建設業就業者不足の顕在化	2
1. 2 建設業就業者への女性や外国人労働者の新規参入	5
1. 3 国の施策	6
1. 4 当財団の取り組み	7
2. ガイドラインの目的と活用方法	11
2. 1 ガイドラインの目的	11
2. 2 ガイドラインの適用範囲	11
2. 3 用語の定義	11
2. 4 ガイドラインの活用方法	11
3. 施工の省力化に対する配慮事項	13
3. 1 作業時間の短縮化	13
3. 2 作業負担の軽減化	16
3. 3 技能労働者の育成	19
4. 「施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン」本文	21
4. 1 作業時間の短縮化	21
4. 2 作業負担の軽減化	21
4. 3 技能労働者の育成	22
5. 資料編	23

施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン

はじめに

我が国における労働力の減少は社会問題化してきており、特に建設業においては、技能労働者の高齢化、若者の早期離職等、その影響が顕著にあらわれ始めている。住宅工事においても、労働力不足に対応するための「施工の省力化」が、住宅部品メーカーにとっても共通的な課題となっている。

本ガイドラインは、住宅部品メーカーにおいて開発された製品を、施工の省力化に配慮した優良住宅部品（BL 部品）として新たに評価を行うにあたり、必要となる評価基準の作成に資する配慮事項についてまとめたものである。

1. ガイドライン策定の背景

1.1 建設業就業者不足の顕在化

建設業就業者数は、図 1 に示すように平成 9 年をピークに減少を続けている。この間、建設業就業者数は 685 万人（H9）から 479 万人（R4）、技能労働者数は 455 万人（H9）から 302 万人（R4）と、いずれも 3 割以上減少している。また、図 2 に示すように建設業就業者の約 36%（R4）が 55 歳以上、29 歳以下が約 12%（R4）となり、全産業と比べ高齢化が著しく高くなっており、次世代への技術継承が困難な状況になってきている。

- 建設業就業者：685万人（H9）→ 504万人（H22）→ 479万人（R4）
- 技術者：41万人（H9）→ 31万人（H22）→ 37万人（R4）
- 技能者：455万人（H9）→ 331万人（H22）→ 302万人（R4）

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術継承が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加（29歳以下は2万人減少）。

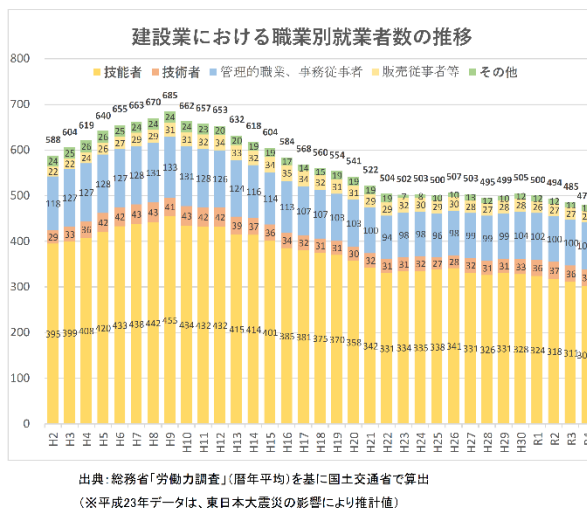


図 1 建設業就業者数の推移

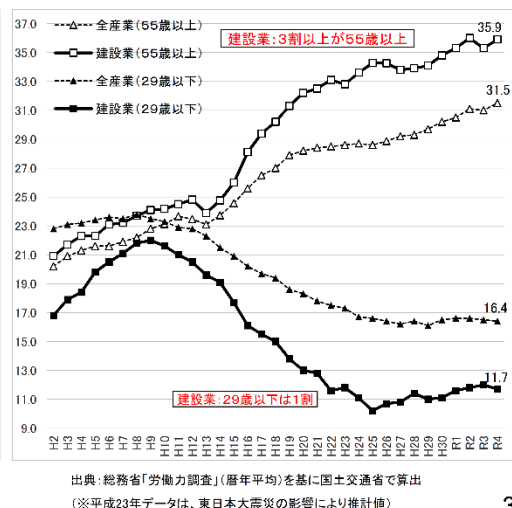


図 2 建設業就業者の高齢化の推移

技能労働者の中でも特に大工に着目してみると、図3に示すように2022年末公表の国勢調査では、大工の人数は2020年時点で29万8000人と過去20年で半減しており、40年前の1980年と比較すると約3分の1まで激減している。

また、(株)野村総合研究所によると、今後の大工の人数は、2020年時点での約30万人から、2030年で約20万人、2040年で約13万人まで減少すると予測している(図4)。

年齢構成では、2020年時点での大工の年齢別就業者数は、図5に示すように高齢化が見られ、団塊の世代の大工が引退するとさらに大工不足が深刻化することが想定される。

とび職の年齢別就業者数は、図6に示すように、大工の年齢構成とは異なり、若手のとび職が多く、年齢が上がるとともに人数は減少している。このことは、とび職では力仕事求められるため、体力のある若手が現場での主力となっていることが理由の一つと考えられる。

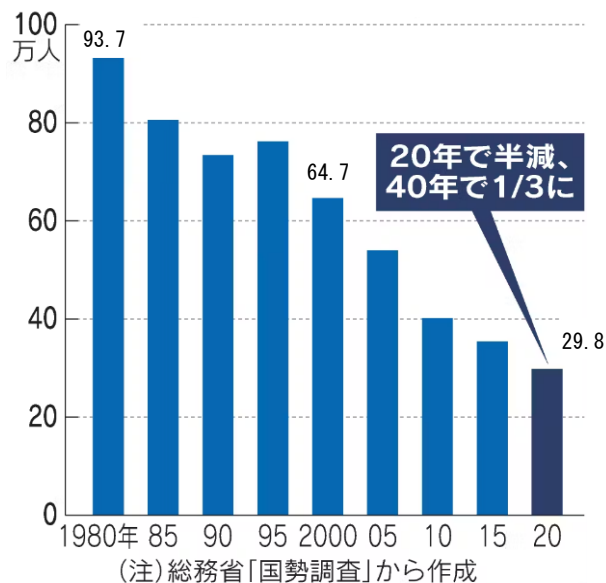


図3 大工の人数の推移
(出典：日本経済新聞 2023年3月26日)

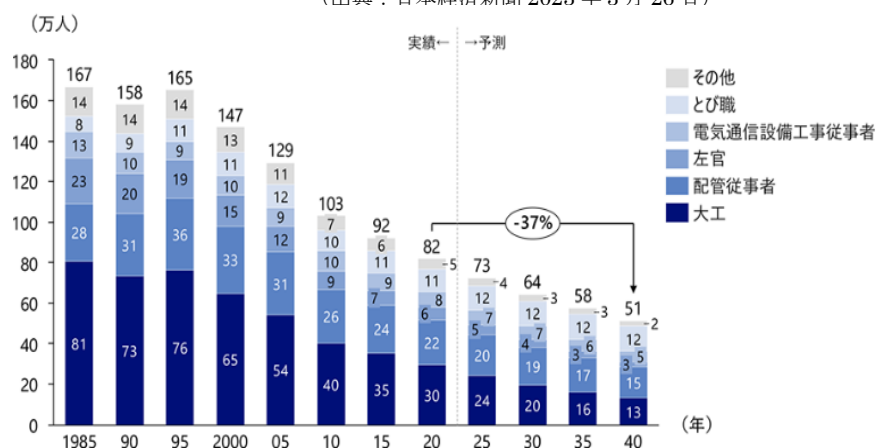


図4 技能労働者数の推移と予測
(出典：(株)野村総合研究所ニュースリリース (2023年6月22日))

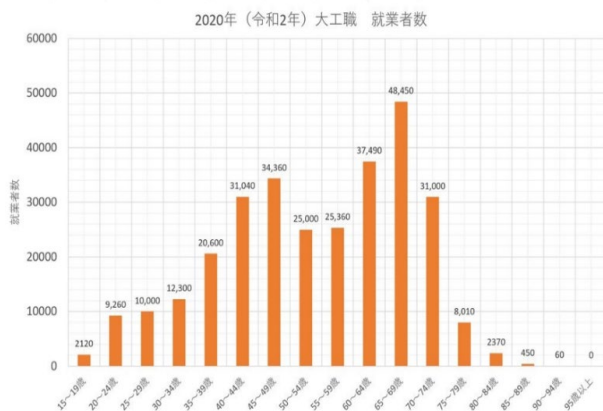


図5 2020年大工の年齢別就業者数
(出典：(一社)住宅医協会 HP)



図6 2020年とび職の年齢別就業者数
(出典：(一社)住宅医協会 HP)

一方、近年では新設住宅着工戸数は、図 7 に示すように年々減少してきており 2023 年度は約 80 万戸であるが、(株) 野村総合研究所によると、2030 年度には 77 万戸、2040 年度には 58 万戸と減少していくことが予測されている。

また、図 4 に示すように技能労働者数も減少が続き 2040 年には約 51 万人となる見通しで、住宅市場は需要の減少と供給力不足が同時に進行する状態になる。過去の住宅需要と供給力のバランスがとれていたといわれる時期（2010 年）における「技能労働者 1 人あたりの新設住宅着工戸数」は年間約 0.8 戸／人だったが、現在でも既に約 1.0 戸／人まで上昇しており、2025 年以降は約 1.1 戸／人という労働力不足の状態が続くと見込まれる。2040 年の約 58 万戸の需要を満たすためには、2010 年比で約 1.3 倍の生産性の向上が求められることとなる（図 8 参照）。

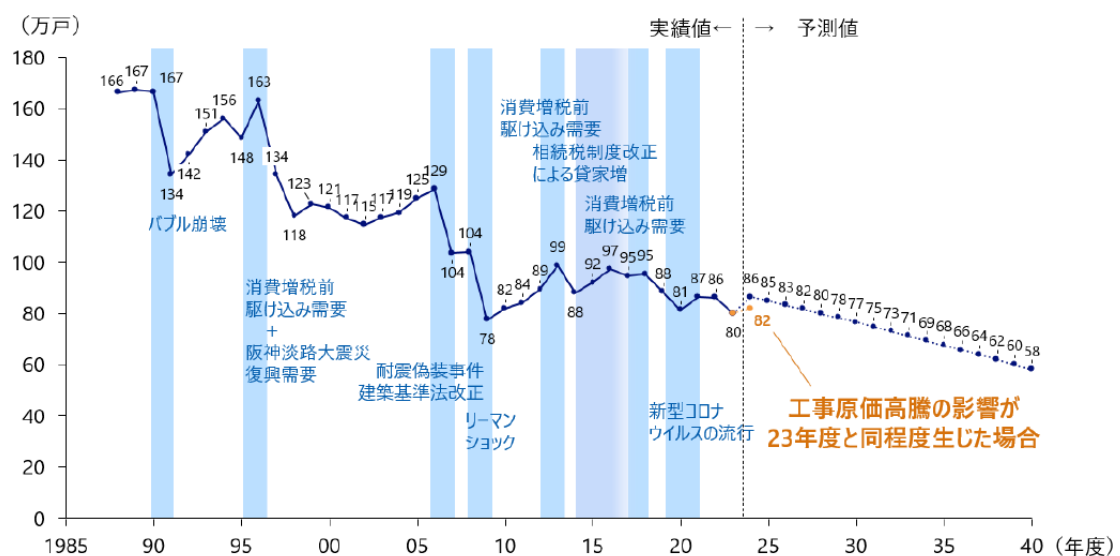


図 7 新設住宅着工戸数の実績と予測

(出典：(株) 野村総合研究所ニュースリリース 2024 年 6 月 13 日)

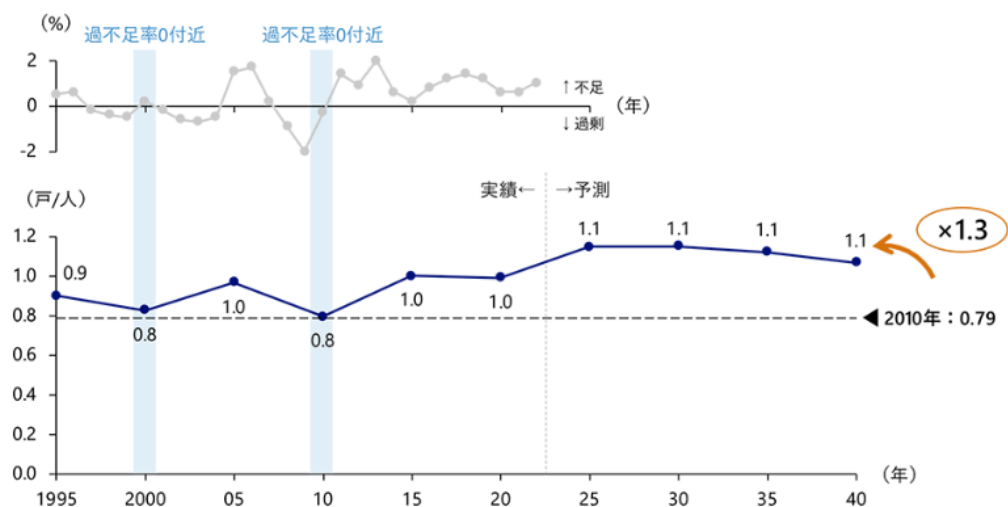


図 8 技能労働者 1 人当たりの新設住宅着工戸数の実績と予測

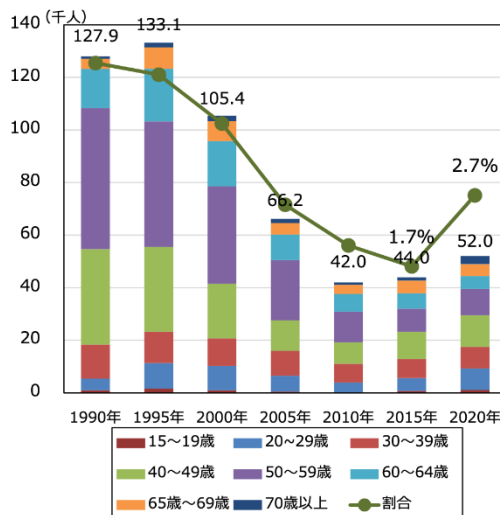
(出典：(株) 野村総合研究所ニュースリリース (2023 年 6 月 22 日))

1.2 建設業就業者への女性や外国人労働者の新規参入

建設業就業者を今後も確保していく上では、担い手の処遇改善、働き方改革を通じて若年層の獲得や離職率の低減を目指していくことが急務であるが、加えてこれまでに担い手として少なかった女性労働者の新規参入の促進や、外国人労働者の人材育成・確保を行っていくことも課題となっている。

建設分野における女性の活躍については、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」が国土交通省により 2020 年に策定されている。この中で、女性の入職者数に対する離職者数の割合（2017 年は 66.7%）、入職者に対する女性の割合（2017 年は 19.4%）などが課題とされている。

図 9 に示すように、建設業の女性就業者数は、2010 年に 4.2 万人まで減少したものの、2020 年には 5.2 万人に拡大している。また、建設就業者に占める女性労働者の割合は、2015 年の 1.7%から 2020 年の 2.7%へと近年上昇傾向にある。大工に占める女性労働者の割合についても、図 10 に示すように 2010 年の 0.9%から 2020 年の 1.5%へと上昇している。



(出典) 国勢調査
※建設技術者：国勢調査の職業職業中分類における「建設・土木作業員」
大工：国勢調査の職業小分類における「大工」

図 9 女性の建設・土木作業員数とその割合の推移

(出典：国土交通省「第 1 回建設技能者の確保懇談会」)

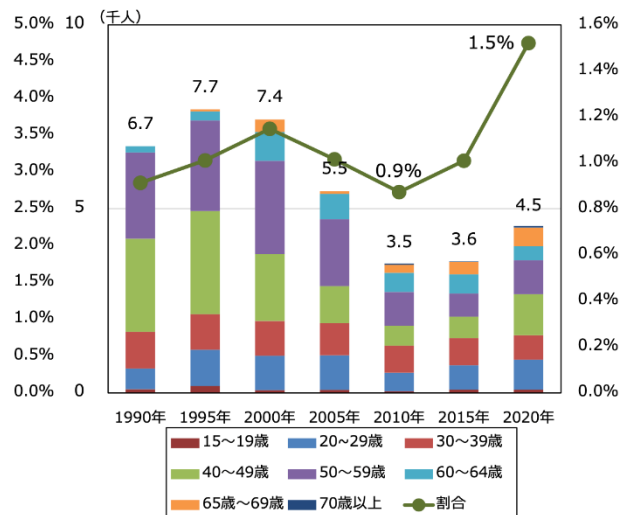


図 10 女性の大工就業者数とその割合の推移

(出典：国土交通省「第 1 回建設技能者の確保懇談会」)

建設分野における外国人労働者については、「特定技能制度」の改正により、2027 年 4 月 1 日から「技能実習制度」に代わり新たに「育成就労制度」が始まるが、新制度の開始に伴い、現在在留している外国人労働者を含めた合計の受入人数に上限が設けられる。2021 年度の時点で建設業に約 11 万人の外国人労働者が存在し、うち特定技能外国人は 2022 年末で約 1.2 万人となっている。

建設分野で就労する外国人労働者の数は、2023 年において約 14.4 万人で、全産業の約 7.1%を占める。在留資格別では技能実習生（■）が約 8.8 万人と最多で、特定技能外国人

(■) については制度の周知等に伴い、2023 年には約 2.4 万人と前年から倍増している (図 11 参照)。

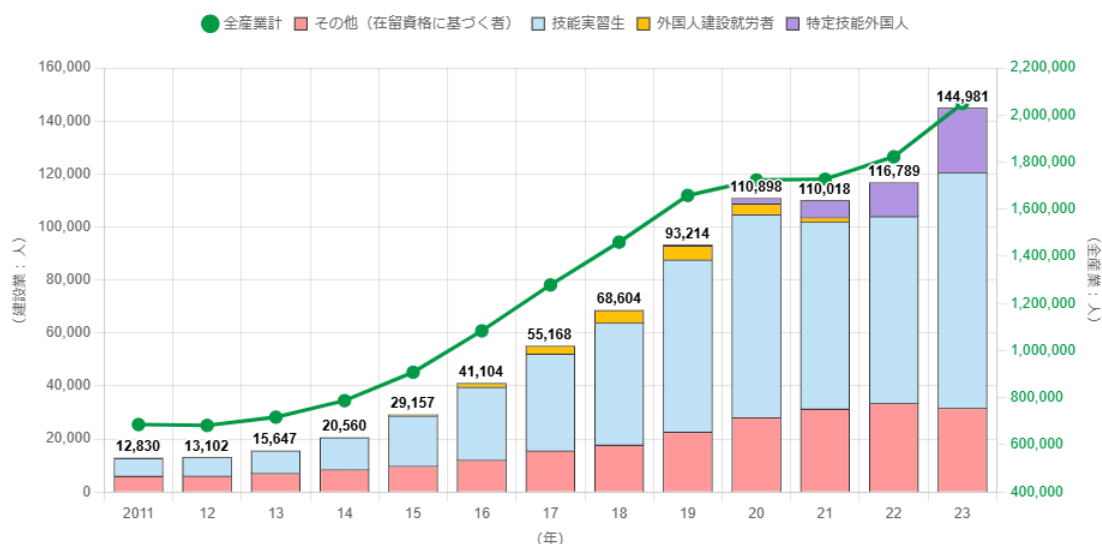


図 11 建設分野で就労する外国人労働者の受入状況
(出典：国土交通省「建設分野における外国人材の受入」)

1.3 国の施策

国土交通省では将来の建設業を支える担い手確保、育成のため、「担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上」を一体的に推進することとしている。

また、建設工事における生産性向上に向け、国土交通省は 2024 年 4 月に「i-Construction 2.0」を策定している。この中で、2040 年度までに建設現場の省人化を 2023 年度比で少なくとも 3 割、すなわち生産性を 1.5 倍向上することを目指し (図 12 参照)、新たな情報技術・施工方法を活用した生産性向上策として、「施工のオートメーション化」、「データ連携のオートメーション化」

(BIM/CIM 活用等)、「施工管理のオートメーション化」(施工のリモート化・オフサイト化)を 3 本の柱として、建設現場で働く一人ひとりが生み出す価値を向上し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場の実現を目指して、建設現場のオートメーション化に取り組むこととしている。

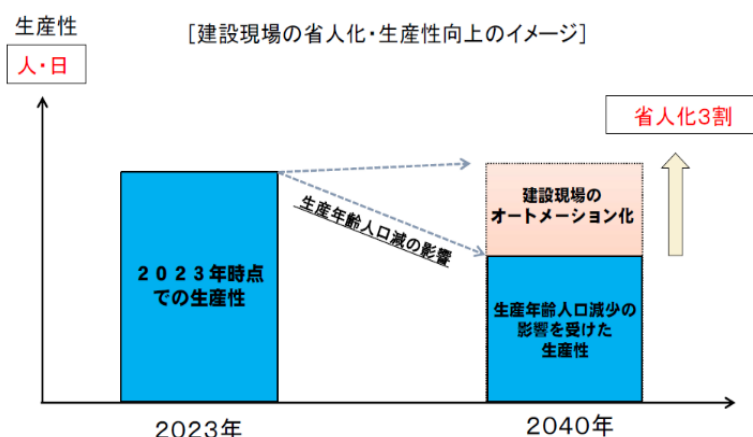


図 12 「i-Construction 2.0」における生産性向上のイメージ
(出典：「i-Construction 2.0」国土交通省；令和 6 年 4 月)

従って、これらのオートメーション化に対応した住宅部品開発が、今後求められてくるものと思われる。

また、国土交通省は、質の高い住まいの安定的な供給と適切な維持管理や更新を担う住宅建設技能者の持続的な確保に向け、「住宅分野における建設技能者の持続的確保懇談会」を2025年3月から開催し、同年11月に「住宅建設技能者の持続的確保に向けた課題と検討の視点、方向性」について、とりまとめを公表している。この中で、(1) 他産業と比較して不安定かつ不十分な就労環境、(2) 技能の継承の難しさと教え手の不足、(3) 女性が働くのが難しい職場環境、(4) 学生、学校、保護者からの仕事の見えにくさ、(5) 個々の中小工務店による雇用・教育体制の確保の難しさが課題であるとして挙げ、今後の検討の視点と方向性として、(1) 選ばれる業界・職場への変革、(2) 育成環境の整備、(3) 担い手の裾野の拡大、(4) マネジメントの強化を挙げている。

同懇談会のとりまとめをもとに、2025年11月公表の「住生活基本計画（全国計画）（素案）」に、担い手確保・育成に係る内容が盛り込まれている。また、「住宅建設技能者の持続的確保に向けた中長期ビジョン策定検討委員会」が2025年12月に発足しており、住宅建設技能者の確保に向けて今後必要となる取組み等をまとめた中長期ビジョンの策定を2026年度中に行う予定になっている。

1.4 当財団の取り組み

一般財団法人ベターリビングでは、安全で快適な「住まいづくり」のため、品質・性能及びアフターサービス等に優れた住宅部品を「優良住宅部品」（BL 部品）として認定し、普及を図ってきている。特に、BL 部品のうち、「環境にやさしい生活に寄与する特長」、「安全安心な生活に寄与する特長」及び「新たな社会的要請への対応に寄与する特長」を有する住宅部品を、それぞれ社会貢献優良住宅部品（以下、BL-bs 部品*）として認定している。

表1に優良住宅部品認定基準の構成を示す。一般的なBL 部品においては、表1に示す「Ⅰ.通則」及び「Ⅱ.要求性能」がBL 認定基準として定められているが、BL-bs 部品においては、「Ⅰ.通則」及び「Ⅱ.要求性能」に加えて、各特長に応じた基準を任意選択事項として「Ⅲ.付加基準」を定めて認定を行っている。

本ガイドラインで扱う「施工の省力化に配慮した住宅部品」については、表2に示す「新たな社会的要請への対応に寄与する特長」のうち、「⑧ その他より良い社会の実現に資する特長」を有するBL-bs 部品として位置付けている。（今後、BL-bs 部品のテーマが見直される際には、適切な区分や名称を検討する。）

BL-bs 部品の各テーマに対応したBL 部品の品目を表3に示す。

備考）* BL-bs : Better Living for better society の略

また、当財団においては、2024年1月に「ベターリビングとして取り組む住宅部品関連業務の中長期戦略」を定め、この中で住宅建材・設備の施工省力化に向けて、住宅部品業界が横断的に取り組むべき共通課題の抽出を行い、その解決に向けた方策について検討を行ってきている。

本ガイドラインで扱う内容は、前述の国土交通省「住宅建設技能者の持続的確保に向けた中長期ビジョンの策定検討委員会」で検討が開始されている、住宅建設技能者の持続的確保に対する課題解決に向けた取組みでの内容とも関連してくるものである。

表 1 優良住宅部品認定基準の構成

I. 通則	1. 適用範囲 2. 用語の定義 3. 部品の構成 4. 材料 5. 施工の範囲 6. 寸法
II. 要求性能	1. 住宅部品の性能に係る要求事項 1.1 機能の確保 1.2 安全性の確保 1.3 耐久性の確保 1.4 環境に対する配慮（任意選択事項） 2. 供給者の供給体制に係る要求事項 2.1 適切な品質管理の実施 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保 2.3 適切な施工の担保 3. 情報の提供に係る要求事項 3.1 基本性能に関する情報提供 3.2 使用に関する情報提供 3.3 維持管理に関する情報提供 3.4 施工に関する情報提供
III. 付加基準 （任意選択事項）	BL-bs 部品の各テーマ（表 2 の①～⑧）に対応した個別の要求事項を追加する。

表 2 社会的要請に対応する BL-bs 部品のテーマ（任意選択事項）

社会的要請項目	対応テーマ
環境にやさしい生活に寄与する特長	① 環境の保全に寄与する特長 ② 優良な住宅ストックの形成・活用に寄与する特長
安全安心な生活に寄与する特長	③ 高齢者・障がい者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長 ④ 防犯性の向上に寄与する特長 ⑤ 健康な生活の実現に寄与する特長 ⑥ 防災・減災に寄与する特長
新たな社会的要請への対応に寄与する特長	⑦ 家事及び労働の負担軽減に寄与する特長 ⑧ その他よりよい社会の実現に資する特長

表3 BL-bs 部品のテーマに対応した BL 部品の品目

カテゴリー	BL 部品の品目名	BL-bs 部品のテーマ							
		①環境保全	②ストック	③安心社会	④防犯向上	⑤健康実現	⑥防災減災	⑦労働軽減	⑧その他
玄関まわり	玄関ドア	●		●	●				
	改修用玄関ドア	●	●	●	●				
	ドア・クローザー			●					
	玄関ドア用錠前				●				
	宅配ボックス					●		●	
	郵便受箱								
	プレスドア専用改修用扉		●						
窓・手すり	サッシ			●	●				
	改修用サッシ	●	●	●	●				
	内窓	●							
	サッシ（天窓）								
	面格子				●				
	墜落防止手すり								
	歩行・動作補助手すり								
	安全合わせガラス				●		●		
	隔板			●					
	窓用シャッター				●		●	●	
	浴室換気改修用パネル		●						
インテリア	内装床ユニット								
	天井ユニット								
	断熱改修用内装パネルユニット	●							
	衝撃緩和型畳			●					
	内装ドア			●					
エクステリア	ガレージ								
	自転車置場								
	物置ユニット						●		
水まわり	キッチンシステム								
	浴室ユニット					●			
	浴槽	●							
	洗濯機用防水パン								
	洗面化粧ユニット								
	便器	●							
	圧送便器								
	洗濯排水スリーブ								
	自動浴槽洗浄システム							●	
	シャワールームユニット								

表3 BL-bs 部品のテーマに対応した BL 部品の品目（続き）

カテゴリー	BL 部品の品目名	BL-bs 部品のテーマ							
		①環境保全	②ストック	③安心社会	④防犯向上	⑤健康実現	⑥防災減災	⑦労働軽減	⑧その他
給湯機	ガス給湯機	●							
	石油給湯機	●							
	電気給湯機	●							
	密閉式ふろがま								
	潜熱回収型ガス給湯機用ドレン排水ガイド								
太陽熱利用	太陽熱利用システム	●							
	太陽熱利用システム（屋根下集熱方式）	●							
暖冷房・換気・融雪	暖・冷房システム	●				●			
	家庭用ガスコージェネレーションシステム	●							
	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	●							
	ハイブリッド給湯・暖房システム	●							
	融雪システム								
	換気ユニット								
蓄電システム	家庭用据置き型リチウムイオン蓄電システム								
給水・排水	給水ポンプシステム			●				●	
	配管システム								
	基礎貫通型排水管ユニット								
	非常用貯水機能付き給水管								
	洗濯機用サイホン排水管								
テレビ・情報防災機器	光配線システム機器								
	テレビ共同受信機器								
	住宅用火災報知器			●					
	スプリンクラー設備								
エレベーター	エレベーター								
その他	床下点検口（気密・断熱型）								
	床下換気用土台スペーサー								
	樹脂製住宅用床束								

（出典：優良住宅部品（BL 部品）ガイドブック（2025 年 11 月））

2. ガイドラインの目的と活用方法

2.1 ガイドラインの目的

昨今の労働力不足に伴い、建設業界において今後ますます懸念される技能労働者や専門工事業者等の不足への対応として、住宅部品業界において横断的に取組むべき共通課題の一つとして、施工の省力化があげられる。このため住宅部品メーカー各社においては、施工の省力化に向けて、作業工程の短縮化や簡略化などを図った製品開発が進められている。

しかしながら、新たに開発されたこれらの住宅部品に対して、優良住宅部品認定制度において、BL 部品として評価するための評価基準が設定されていない状況がある。

このような状況のもと、本ガイドラインは、施工の省力化に配慮された住宅部品として開発された製品を BL 部品として新たに評価するにあたり、必要となる評価基準を作成するための配慮事項を取りまとめたガイドラインとして使用されることを目的としている。

2.2 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインでは、製品のユニット化、パネル化又はパッケージ化された優良住宅部品（BL 部品）に適用する。対象となる BL 部品は、建築系及び設備系住宅部品で戸建住宅用及び共同住宅用の標準的な納まりのものを対象とし、住宅部品メーカーが対応できる製品仕様に関する事項とする。また、工事種別の適用範囲は、当該住宅部品に係る新築工事、改修工事を対象とする。

なお、施工事業者に関することについては、本ガイドラインでは適用外としているが、住宅部品メーカーが施工説明書等に記載する範囲での施工内容についてはその対象に含めるものとする。

2.3 用語の定義

住宅部品：住宅を構成する躯体、内外装または建築設備のユニット（住宅に附属するものを含む。）で、工場生産によるものをいう。

技能労働者：建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者。一般的には「職人」とも呼ばれる。

専門工事業：建設業法第 3 条に基づき許可が必要な工事のうち、一式工事を除いた工事を請け負う 27 種の工事業を指し、施工現場で直接、間接を問わず専門分野の施工に携わるもの。躯体関係工事、仕上げ関係工事のほか、電気工事業、管工事業等からなる設備工事業を含む。

2.4 ガイドラインの活用方法

本ガイドラインに記載されている配慮事項は、建築系及び設備系住宅部品を対象としており、住宅部品の品目によって、配慮事項への対応可否の状況が異なってくる。このため、ガイドライン本文では全品目を対象とした一般論としての配慮事項を示している。従って、本ガイドラインの配慮事項をもとに品目毎に評価基準を作成するにあたっては、次の事項について検討を行ったうえで評価基準として適用する。

(1) 評価項目として適用の可否

評価項目として採用するガイドラインでの配慮事項が、品目毎の状況に合っているか検討を行ったうえで適用する。品目によって該当しない項目がある場合は、当該項目を評価項目から除いて適用する。

(2) 必須項目と選択項目の設定

施工の省力化への対処方法は一つではなく、組み合わせも含め色々な対処方法が考えられるため、本ガイドラインにおける配慮事項は、「必須項目」と「選択項目」に分けて示している。必須項目は配慮することにより特に大きな効果が期待できるとともに、多くの住宅部品メーカーにおいて、対応が可能と思われるものの中で、**BL** 部品として必ず対応していることが求められる項目として設定している。一方、選択項目は、住宅部品メーカーが自社の製品に応じて、任意に選択することができる項目をいう。

本ガイドラインをもとに、住宅部品に対する評価基準を作成するにあっては、それぞれの品目の状況に応じて、「必須項目」と「選択項目」は変更して使用することも可能である。但し、配慮事項の中には相反する項目もあるため「必須項目」を指定する場合には注意が必要である。

(3) 選択する項目数の設定

評価基準を作成するにあたって、選択項目の活用の仕方としては、必須項目に加えて何項目以上の選択項目に対応することを要求事項とする方法、または、効果の程度に応じて各選択項目を点数化し、合計で何点以上の対応をすることを要求事項とする方法での使用が考えられる。配慮事項の本文に、施工の省力化に対する効果に応じて一般的な目安としての点数を参考として記載した。

通常の品目では品目毎の状況に応じて、選択する項目数を設定して適用することを想定している。

(4) その他の配慮事項の検討

本ガイドラインに記載のない配慮事項がある場合は、品目毎に定める評価基準の中で個別に規定することができる。

3. 施工の省力化に対する配慮事項

3.1 作業時間の短縮化

本項では工法や材料を工夫して、または新しい工法や材料を用いることによって、さらには作業を効率化することによって作業時間（人工）の短縮化を図り、施工の省力化を進めるための配慮事項を示す。

作業時間の短縮化を図るために大きな効果が得られる方法として、製品をユニット化・パネル化またはパッケージ化した新しい工法等の開発や既存の工法の改良、新しい材料活用などがあげられる。また、現場での作業工程が複雑化しがちな躯体との取り合い工事屋電気設備工事、給排水設備工事等を効率化する製品仕様にすることによって作業時間の短縮化を図ることができるものもあげられる。

なお、第3章において、作業時間の短縮化や作業負担の軽減化が図られていることを自社の従来製品と比較して示す場合、基準とする従来製品は各住宅部品メーカーが任意に設定した製品とするが、従来製品の機種名、比較条件、比較結果等を明確にした合理的な根拠を示す*必要がある。

備考) 合理的な根拠を示すとは、試験・調査によって得られた結果、または専門家、専門家団体もしくは専門機関の見解または学術文献により客観的に実証された内容と、表示などされた製品の効果、性能が適切に対応していることを示すことをいう。(消費者庁「景品表示法」ガイドブックによる)

(1) 製品のユニット化・パネル化・パッケージ化

【必須項目】(2点)

製品のユニット化・パネル化またはパッケージ化により、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(解説)

- ・製品の一部または全部をユニット化・パネル化またはパッケージ化することにより、特別な熟練を要しない(含む多能工)で組立てや加工作業等の省力化を図ることができる製品である。
- ・工業化製品である優良住宅部品(BL部品)は、本項目を満たしているものとする。また、一般的な設備系住宅部品は、パッケージ化されたものとして、本項目を満たしているものとする。
- ・部材のプレカット化により製品組立て時や据え付け時における部材カットを不要にするまたはプレカット化により現場における施工の省力化が図られている製品についても、本項目を満たしているものとする。
- ・形状、寸法、納まり等がセミオーダーされた製品についても、省施工化の根拠を示すことにより、プレカット化と同様に本項目を満たすものとすることができる。

☞例示：物置ユニット、手すりユニット、浴室ユニット、トイレユニット、内窓ユニット、階段ユニット、洗面化粧台ユニット、プレカット窓枠、プレカット補助手すり、天井野縁システム、収納下地パネル、断熱材一体型壁パネル、金物付木質壁パネル、間接照明ユニット、プレカット乾式壁パネル、セミオーダー製品、防湿層通気層の不要なルーフパネル、設備系住宅部品 等

(2) カバー工法 【選択項目】(2点)

リフォーム工事において、カバー工法を用いた製品で、既存製品の撤去や躯体を壊すなどの大掛かりな工事を不要とし、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(解説)

- ・改修用の窓、玄関ドア、屋根、外壁等を対象としたカバー工法を用いた住宅部品である。
- ・カバー工法とは、既存の製品の一部または全部を存置したまま、新たな製品を設置可能とする改修用の工法で、改修用の窓に対するカバー工法には、持ち出し工法、ノンシーリング工法がある。本工法は、施工の省力化や廃棄物の削減の面のみならず、リフォーム工事においても騒音・振動・粉塵対策への効果が大きい工法である。また、RC造の開口部では、はつり工事が不要で工事騒音も少ないといったメリットがある。デメリットとしては、既存製品に劣化や歪等が生じている場合に処置が必要となること、開口部ではサイズが既存のものより小さくなること、床では段差が生じることなどがあげられる。

☞ 例示：屋根、外壁、窓、室内ドア、玄関ドア、膜天井 等

(3) 後付け設置工法 【選択項目】(2点)

リフォーム工事において、後付け設置工法を用いた製品で、既存の製品を撤去することなく、新たな製品を新設することで、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(解説)

- ・本項目では、内窓のように、既存の製品を撤去せず新たな製品を新設する工法をいい、既存の製品と新設する製品とが相まって所定の性能を向上させる効果がある住宅部品を対象とする。
- ・エネファーム（家庭用燃料電池）で、既設のガス給湯機に発電ユニット等を後付けする製品は、本項目を満たしているものとする。

☞ 例示：内窓、後付けシャッター、後付けのエネファーム 等

(4) 新材料の使用 【選択項目】(1点)

新材料を用いた製品で、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(解説)

- ・住宅部品に新材料を用いることにより、作業工程の短縮化または簡略化が図られている。また、その内容、効果の程度を明確にした製品である。
- ・養生期間を従来製品（各住宅部品メーカーで任意に設定した製品、以下同じ）より短縮化できる材料を使用することで、作業工程の短縮化を図っている製品も本項目を満たしているものとする。

☞ 例示：新建材、シーリング材に代わる乾式シーリングテープ、吸水膨潤性のある樹脂製止水シーラー、超速硬型セメントミルク（支柱施工等）等を用いた製品 等

(5) 躯体との取り付け部の作業の削減 【選択項目】(1点)

製品と躯体との接合方法または納まりは、現場での作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(解説)

- ・躯体との取り付け部における現場での作業工程の短縮化または簡略化について、その内容、効果の程度を明確にした製品である。
- ・樹脂の硬化力を利用した非溶接工法など、現場工程の短縮・簡略化や作業の安全性に寄与する躯体との固定方法等を用いている。
- ・躯体との接地箇所を用いる隙間調整部材や不陸調整部材を用意していること、または製品本体に付属させているものは、現場での加工作業の省力化が図られており本項目を満たしているものとする。

☞ 例示：樹脂の硬化力を利用した非溶接工法、躯体接続金具付き建具枠、躯体との隙間調整部材または不陸調整部材を付属した製品 等

(6) 電気設備工事等の効率化 【選択項目】(2点)

電気設備工事、給排水設備工事などとの取り付け部において、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(解説)

- ・施工時に、電気設備工事、給排水設備工事（以下、電気設備工事等という）が併せて必要な製品や、近接して電気設備工事等が行われる可能性の高い製品については、製品の設置に係る工事と電気設備工事等の手順が前後してもそれぞれの工事が容易な製品仕様となっている場合は、本項目を満たしているものとする。
- ・施工時に、電気設備工事等が併せて必要な製品は、配線・配管等の位置が現場で調整できる製品仕様となっている場合は、本項目を満たしているものとする。
- ・製品のユニット化またはパネル化の中に弱電設備を組み込み一体化するなど、電気設備工事における作業工程の削減が図られているものは、本項目を満たしているものとする。
- ・配線接続や配管接続において、「無極性化」を図り極性（プラス・マイナス、行き・戻り）を確認する手間を軽減している製品は本項目を満たしているものとする。
- ・暖冷房システム等の設備部品で自動試運転機能を搭載している製品は、各端末の試運転を自動化することで施工者の作業負担の軽減が図られており、本項目を満たしているものとする。
- ・既設の配線や配管を流用する場合、単に流用するのではなく、配線や配管との取合い部等に省施工化に対する工夫がされている場合は、本項目を満たしているものとする。

☞ 例示：省施工設計給湯機（施工しやすい配管接続高さ、左右配管対応、配管ピッチ拡大、施工時診断機能等）、専用電気工事が不要なヒートポンプ給湯機、集合住宅用省配線インターホン、コンセントを利用した電気工事不要のシャッター、水栓金具付きカウンター、配線・配管の無極性化、配管用クイックジョイント・クイックファスナー、自動試運転機能搭載暖冷房システム、既設配管配線利用の空調設備 等

(7) その他作業時間の短縮化 【選択項目】(1点)

その他、作業時間の短縮化を図るために、製品仕様または施工方法等に工夫がされている。

(解説)

- ・製品仕様または施工方法等に工夫を施すことにより、作業時間の短縮化が図られている。また、その内容、効果の程度を明確にした製品であること。
- ・面ファスナーやマグネットを利用して、または嵌合材を利用して作業時間の短縮化が図られている製品は本項目を満たすものとする。
- ・ユニット同士の連結を容易にするアタッチメント等を製品に組み込んだものは、本項目を満たしているものとする。
- ・ビルトインする付属機器をあらかじめ工場で組み込み、現場での作業を短縮化・簡略化した製品は本項目を満たしているものとする。

☞ 例示：面ファスナーまたはマグネット利用製品、嵌合材利用製品、ビルトインキッチンシステム、水平調整アジャスター機構付製品 等

3.2 作業負担の軽減化

本節では作業負担の軽減を図ることにより、経験の少ない技能労働者や、女性、他業種からのシニアの参入を促進し、定着化を図ることで技能労働者を確保するため、住宅部品メーカーとして対応できる配慮事項を示す。

(1) 製品等サイズの小型化 【選択項目】(2点)

作業負担を軽減するために、製品本体または部材、パーツは持ち運びしやすく、階段の上下移動及びエレベーター搬入等も考慮した取り回しのきくサイズの小型化が図られている。

(解説)

- ・本項目は選択項目であるが、品目毎の状況により対応が可能な品目の場合は、本項目を必須項目とすることが望まれる。
- ・3.1 (1) 製品のユニット化・パネル化・パッケージ化の項目を必須項目としているため、本項目を必須項目とする場合は、要求事項が相反しないように注意する。
- ・JIS 規格、業界団体規格等において製品サイズの規格化が行われている品目の場合は、本項目は適用外とする。
- ・本項目を選択する場合は、エレベーターでの搬入ができるよう、製品または部材、パーツのサイズは長さ 2m 以下であること。また、取り回しのしやすい梱包形状であること。なお、製品等のサイズを小型化した場合、運搬等で作業効率が下がる場合がある。
- ・解体に際しても、分別解体後の製品または部材、パーツは、長さ 2m 以下であることが望ましい。
- ・ただし、集合住宅の共用部（エントランス、共用廊下、ごみ置き場、集会場、設備室等）に用いる製品で意匠上、構造上大型の製品仕様の要求があるものや、分割が容易にできない設備機器等に関しては、長さ 2m 以下でなくても良い。

- ・防水性能、強度、意匠性の確保等のために分割が困難な主要部材については、本項目の対象外とする。
- ・住宅部品の上階への荷揚げは、特にシニア、女性の技能労働者にとって大きな障壁となっている。エレベーターを用いた搬入を前提とする高層住宅や、エレベーターが無く階段からの搬入が必要な住宅では、取り回しや荷揚げ、荷下ろしへの配慮が必要である。
- ・バルコニー側からや階段室側からの機械を使った荷揚げ、荷下ろしは、持ち運びによる作業を減らし、作業負担の軽減に効果的ではあるが、安全基準がないことが課題となっている。
- ・屋外に設置する住宅部品の場合は、大型の重機や足場などを使用しなくても搬入、設置等ができる製品等のサイズであること。

☞ 例示：小型機械採用のホームエレベーター、熱源分離型ハイブリッド給湯機、フィルム型ペロブスカイト／カルコパイライト太陽電池 等

(2) 製品等重量の軽量化 【選択項目】(2点)

誰でもが持ち運びがしやすいように、製品本体または部材、パーツ重量の軽量化が図られている。

(解説)

- ・本項目は選択項目であるが、品目毎の状況により対応が可能な品目の場合は、本項目を必須項目とすることが望まれる。
- ・3.1 (1) 製品のユニット化・パネル化・パッケージ化の項目を必須項目としているため、本項目を必須項目とする場合は、要求事項が相反しないように注意する。
- ・本項目を選択する場合は、腰痛防止の観点から、誰でもが持ち運びしやすいよう、1人で取り扱う場合は、製品本体または部材、パーツの最大重量が 12kg 以下であること。複数人で取り扱う場合は、1人当たりの負担重量が 12kg 以下であること。(最大重量に対する算定根拠は、4.資料編 P23 を参照) なお、製品等の重量を軽量化した場合、または作業者が取り扱う重量に制限をした場合、運搬等で作業効率が下がる場合がある。
- ・解体に際しても、分別解体後の製品または部材、パーツは 12kg 以下であることが望ましい。複数人で取り扱う場合は、1人当たりの負担重量が 12kg 以下であることが望ましい。
- ・ただし、集合住宅の共用部（エントランス、共用廊下、ごみ置き場、集会場、設備室等）に用いる製品で意匠上、構造上大型の製品仕様の要求のあるものや、分割が容易にできない設備機器等に関しては、製品本体または部材、パーツの最大重量が 12kg 以下であることに限定しない。この場合には製品重量を明示すること。
- ・2人以上で持ち運ぶことを前提とする製品または部材では、取り回しのしやすい梱包形状としたうえで、(12kg×持ち運び人数) の重量以下とする。
- ・屋外に設置する住宅部品で運搬用支援機材を使用する製品の場合は、本項目の対象外とする。
- ・持ち運びがしやすいように、製品または梱包品等に持ち手の工夫がされていることが望ましい。
- ・石膏ボード板の製品重量を表 4 に示す。

☞ 例示：不燃軽量天井材、軽量屋根材、アルミハニカムパネル、フィルム型ペロブスカイト／カルコパイライト太陽電池、透明断熱材エアロゲルガラスパネル等を用いた製品 等

表 4 石膏ボード板の重量

種 類	寸 法	重量（1枚）
普通石膏ボード	9.5mm×910mm×1820mm	10.9kg
	12.5mm×910mm×1820mm	14.1kg
超軽量石膏ボード	9.5mm×910mm×1820mm	8.0kg
	12.5mm×910mm×1820mm	10.4kg
不燃石膏ボード	9.5mm×910mm×1820mm	11.6kg
防水石膏ボード	9.5mm×910mm×1820mm	11.3kg
	12.5mm×910mm×1820mm	14.7kg
不燃防水石膏ボード	12.5mm×910mm×1820mm	15.4kg
強化石膏ボード	12.5mm×910mm×1820mm	16.2kg
	15mm×910mm×1820mm	19.4kg
	21mm×910mm×1820mm	18.1kg
硬質石膏ボード	9.5mm×910mm×1820mm	16.1kg
	12.5mm×910mm×1820mm	34.7kg

（出典：吉野石膏（株）HP）

（３）その他作業負担の軽減化 【選択項目】（各１点）

- １）その他作業負担を軽減するために製品仕様に工夫がされている。
- ２）その他作業負担を軽減するための支援機材が用意されている。

（解説）

＜１）その他作業負担を軽減するために製品仕様に工夫がされている＞

- ・本項目では、施工者の作業負担を軽減するために製品仕様に工夫がされていること。また、その内容、効果の程度を明確にした製品であること。
- ・製品の組立て順に部材が梱包されており、部材を探す手間などの作業負担が軽減されていることも本項目を満たすものとする。
- ・取付け金具類を廃止、または付属部品を取付け済みにするなどして、部材点数を従来製品（各住宅部品メーカーで任意に設定した製品）より削減することで作業負担を軽減していることも本項目を満たすものとする。
- ・設備部品を設置するにあたり、既設の基礎や架台を流用する場合、単に流用するのではなく、その取合い部等に省施工化に対する工夫がされている場合は、本項目を満たすものとする。
- ・作業負担の軽減として、作業者の安全衛生を確保または向上することも含まれており、製品仕様の工夫によりその対応がなされている場合は、本項目を満たすものとする。
- ・プレカット部材を用いた先行階段などは、工事期間中における作業負担の軽減に有効であり、本項目を満たすものとする。

＜２）その他作業負担を軽減するための支援機材が用意されている＞

- ・本項目では、製品の運搬や組立て等の作業負担を軽減するために専用開発された支援機材、器具、工具類が用意されており、それを使用して施工することが施工説明書に指定されている。

- ・施工者側での対応として、重量物や上向き作業にパワーアシストスーツの利用、暑さ、寒さ対策も作業負担の軽減に効果的である。2025 年 6 月 1 日より労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が罰則付きで義務化されている。

☞ 例示：ビスピッチ印字付石膏ボード、出隅加工済み石膏ボード、カーポート基礎の柱脚金具、軒天換気材、部品点数を削減したシステムファニチャー、止水シールを用いたシーリングレスバルコニー用手すり、基礎工事不要のハイブリッド給湯機、壁掛け用イージーフック付給湯機、故障診断アプリ対応AI 搭載給湯機、プレカット部材を用いた先行階段、ガラス運搬・組立て用サポート機 等

3.3 技能労働者の育成

今後の技能労働者の確保には、現在主体となっている男性技能労働者を継続的に育成していくとともに、女性、他業種からのシニア、外国人の活用を含めた技能労働者の育成も必要となってくる。なお、本項では単純作業を行う労働者ではなく、職人等の技能を有する技能労働者に対する育成に関して記載している。

特に、女性や他業種から転職してきたシニアに対する技能労働者の育成は、作業環境の改善や作業負担の軽減により参入を促進させることが必要となってくる。また、外国人技能労働者にとっては、言語が参入障壁となるため、施工方法について多言語化した施工説明書を用意することなどが必要である。または施工方法を映像化するなど言語だけによらずとも理解できるようにすることも重要である。

本項では技能労働者の育成について、住宅部品メーカーとして対応が可能な範囲内での配慮事項を示す。

(1) 施工説明書の工夫 【選択項目】(各 1 点)

次に示すような施工説明書の工夫に関するいずれかの取組みが行われている。

- 1) 施工説明書の映像化が行われている。
- 2) 外国人技能労働者用に施工説明書の多言語化がされている。

(解説)

本ガイドラインでは、施工事業者に関することについては対象外としているが、住宅部品メーカーが、施工説明書に記載する範囲での施工内容についてはその対象としている。なお、施工説明書は紙ベースに限定するものではなくデジタルでの掲載も含まれる。

<1) 施工説明書の映像化が行われている>

- ・施工説明書の映像化が行われており、施工現場等からも Web など施工方法を動画で見ることができる。なお、映像化の他に施工説明書の AR 化、VR 化も本項目を満たすものとする。
- ・映像化にあたっては、必要に応じて多言語による音声解説または字幕表示が行われていることが望ましい。

<2) 外国人技能労働者用に施工説明書の多言語化がされている>

- ・施工説明書の多言語化を図る際には、複数の言語による表示または言語別の施工説明

書を作成している。加えて、図、イラスト等を用いた言語だけによらない理解の促進を図ることが望ましい。

- ・施工説明書の映像化や多言語化に加え、色・記号等の目印を製品部材に表示し、部材の判別や部材接合等の組立てのしやすさを高める方法を併用することも望ましい。

🔗 例示：動画施工マニュアル、AR/VR 施工マニュアル、AI 多言語マニュアル作成ツール等を活用した製品 等

(2) 住宅部品メーカーにおける技能労働者の育成 【選択項目】(2点) 当該自社製品の施工を対象とした技能労働者の育成を行っている。

(解説)

- ・当該自社製品の施工を対象とした技能労働者の育成を行っている。

🔗 例示：パートナーズサポートスタジオ (Y 社)、エクステリア施工技術研修所 (Y 社)、L 社アカデミー (L 社)、職人育成施設 (T 社)、団友会教育訓練校 (N 社) 等

- ・技能労働者の育成を行っている場合は、育成の実績（育成場所、過去の実施年、修了者数）、育成の対象者、カリキュラム例等を示すこと。
- ・国の技能労働者の育成並びに登録制度として、「CCUS」がある。CCUS (Construction Career Up System) とは、国土交通省が推奨する技能労働者の登録制度で「建設キャリアアップシステム」をいう。

CCUS は建設技能者の資格、社会保険加入状況、就業履歴、経験などを横断的に登録し、蓄積するシステムとなっている。国土交通省の推進のもと、(一社)建設業振興基金が運営主体となり 2019 年 4 月から本格的に導入が開始された。CCUS のシステムでは、CCUS に登録した技能者には専用のカードが発行される。そのカードを現場に設置されたカードリーダーにタッチすることで就業履歴が蓄積されていく。蓄積したデータにより、技能者の能力や経験などが適切に評価されるようになる。一人ひとりの経験やスキルが見える化し、適切な待遇が受けられるように労働環境を改善していくことを CCUS の目的としている。

CCUS の登録は、2023 年から原則義務化されている。そのため、現在では公共工事、民間工事など、多くの現場において CCUS の導入が必須となっている。また、従来まで書類で管理されていた従業員の情報も、CCUS の電子方式へと完全移行されはじめている。CCUS は 2025 年 9 月末時点で、技能者が約 173 万人、事業者が約 30 万件（含む一人親方）登録しており、技能者の約 57%の人が登録しているシステムとなっている。

4. 「施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン」本文

4. 1 作業時間の短縮化

(1) 製品のユニット化・パネル化・パッケージ化 【必須項目】(2点)
製品のユニット化・パネル化またはパッケージ化により、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(2) カバー工法 【選択項目】(2点)
リフォーム工事において、カバー工法を用いた製品で、既存製品の撤去や躯体を壊すなどの大掛かりな工事を不要とし、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(3) 後付け設置工法 【選択項目】(2点)
リフォーム工事において、後付け設置工法を用いた製品で、既存の製品を撤去することなく、新たな製品を新設することで、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(4) 新材料の使用 【選択項目】(1点)
新材料を用いた製品で、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(5) 躯体との取り合い部の作業の削減 【選択項目】(1点)
製品と躯体との接合方法または納まりは、現場での作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(6) 電気設備工事等の効率化 【選択項目】(2点)
電気設備工事、給排水設備工事などとの取り合い部において、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。

(7) その他作業時間の短縮化 【選択項目】(1点)
その他、作業時間の短縮化を図るために、製品仕様または施工方法等に工夫がされている。

4. 2 作業負担の軽減化

(1) 製品等サイズの小型化 【選択項目】(2点)
作業負担を軽減するために、製品本体または部材、パーツは持ち運びしやすく、階段の上下移動及びエレベーター搬入等も考慮した取り回しのきくサイズの小型化が図られている。

(2) 製品等重量の軽量化 【選択項目】(2点)

誰でもが持ち運びがしやすいように、製品本体または部材、パーツ重量の軽量化が図られている。

(3) その他作業負担の軽減化 【選択項目】(各1点)

- 1) その他作業負担を軽減するために製品仕様に工夫がされている。
- 2) その他作業負担を軽減するための支援機材が用意されている。

4. 3 技能労働者の育成

(1) 施工説明書の工夫 【選択項目】(各1点)

次に示すような施工説明書の工夫に関するいずれかの取組みが行われている。

- 1) 施工説明書の映像化が行われている。
- 2) 外国人技能労働者用に施工説明書の多言語化がされている。

(2) 住宅部品メーカーにおける技能労働者の育成 【選択項目】(2点)

当該自社製品の施工を対象とした技能労働者の育成を行っている。

5. 資料編

(1) 配慮事項に関する資料

1) 女性による重量物の運搬作業の制限

- ・女性による重量物の運搬については、「女性労働基準規則（女性則）」により満 18 歳以上の女性の場合、断続作業の場合 30kg 未満、継続作業の場合 20kg 未満に制限されている。
- ・厚生労働省による「職場における腰痛予防対策指針」（以下、指針という）では、その別紙の中で、満 18 歳以上の男子労働者が人力で運搬するものの重量を、体重のおおむね 40%以下となるように努めることとされている。満 18 歳以上の女子労働者は、男性が取り扱うことのできる重量の 60%位まで（つまり女性の体重の $40\% \times 60\% = 24\%$ 位まで）とすることが求められている。
- ・また、同指針の中で、「荷姿の改善、重量の明示等」として、適切な材料による梱包、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にすることや、重量の明示が求められている。
- ・「女性労働基準規則」に比べ、「腰痛予防対策指針」のほうが制限の内容が厳しく、詳細な記載がある。厚生労働省による「令和元年国民健康・栄養調査報告」によれば、満 20 歳以上の女性の平均体重は 53.6kg であり、「同指針」による制限では、 $53.6\text{kg} \times 24\% = 12.8\text{kg}$ が上限の目安となる。（参考：同調査報告で満 20 歳以上の男性の平均体重は 67.4kg）
- ・これらの知見を基に、本ガイドラインでは男性女性ともに、重量物の取り扱いを容易にする重量の目安として、「12kg 以下」を採用した。

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

（危険有害業務の就業制限）

第六十四条の 3 使用者は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

② 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠または出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

③ 前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

女性労働基準規則（昭和 61 年労働省令第 3 号） （抜粋）

（危険有害業務の就業制限の範囲等）

第二条 法第 64 条の 3 第 1 項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重量（単位 キログラム）	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満 1 6 歳未満	1 2	8
満 1 6 歳以上満 1 8 歳未満	2 5	1 5
満 1 8 歳以上	3 0	2 0

注)「法」とは、労働基準法を指す

(略)

第三条 法第 64 条の 3 第 2 項の規定により同条第 1 項の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後一年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第 1 項第 1 号及び第 18 号に掲げる業務とする。

**職場における腰痛予防対策指針 厚生労働省 平成 25 年 6 月 18 日付基発 0618 第 1 号
別紙 作業態様別の対策 (抜粋)**

2 人力による重量物の取扱い

- (1) 人力による重量物取扱い作業が残る場合には、作業速度、取扱い物の重量の調整等により、腰部に負担がかからないようにすること。
- (2) 満 18 歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね 40%以下となるように努めること。満 18 歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の 60%位までとすること。
- (3) (2)の重量を超える重量物を取り扱わせる場合、適切な姿勢にて身長差の少ない労働者2人以上にて行わせるように努めること。この場合、各々の労働者に重量が均一にかかるようにすること。

3 荷姿の改善、重量の明示等

- (1) 荷物はかさばらないようにし、かつ、適切な材料で包装し、できるだけ確実に把握することのできる手段を講じて、取扱いを容易にすること。
- (2) 取り扱う物の重量は、できるだけ明示すること。
- (3) 著しく重心の偏っている荷物は、その旨を明示すること。
- (4) 荷物の持上げや運搬等では、手カギ、吸盤等の補助具の活用を図り、持ちやすくすること
- (5) 荷姿が大きい場合や重量がかさむ場合は、小分けにして、小さく、軽量化すること。

(2) その他参考資料

1) ガイドライン策定の背景

(a) 技能労働者不足の顕在化に関する参考資料

- ①中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会「建設業を巡る現状と課題」2023.5.22 令和5年度第1回基本問題小委員会配布資料

(<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001610913.pdf>)

(b) 建設業就業者への外国人や女性の新規参入に関する参考資料

- ②国土交通省東北地方整備局「建設分野における外国人材の受入れ状況等について」2023.7.5

(<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001610913.pdf>)

- ③国土交通省「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画～働きつづけられる建設産業を目指して～Plan for Diverse Construction Industry where no one is left behind」2020.1.16

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000088.html)

- ④国土交通省「住宅分野における建設技能者の持続的確保懇談会」のとりまとめ

(https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001316.html)

- ⑤国土交通省「住宅建設技能者の持続的確保に向けた中長期ビジョン策定検討委員会」

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000313.html)

2) ガイドラインの目的と概要

(a) 用語の定義に関する参考資料

- ⑥国土交通省「建設業法等における定義」2017.2.8, 建設産業政策会議 第1回法制度・許可ワーキンググループ資料

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000128.html)

- ⑦国土交通省「専門工事業イノベーション戦略」

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000054.html)

施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン

2026 年 3 月

一般財団法人 ベターリビング

東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 6 階

電話 03-5211-0572（代） <https://www.cbl.or.jp>

無断転載禁止